

障がい者(児)福祉計画 第7次中期計画

概要版

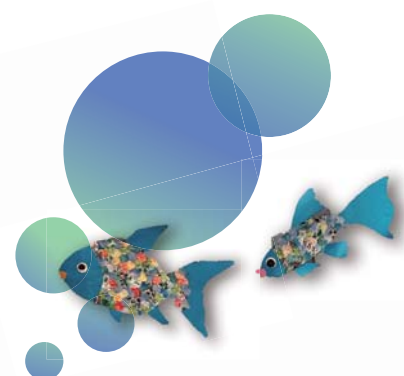
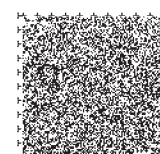
～ お互いを思いやり 支え合うまちをめざして ～



障がいのある人もない人も、
住みなれた地域で
自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋



令和3年3月
芦屋市



芦屋市障がい者(児)福祉計画 第7次中期計画

概要版

〔発行年月〕

令和3年3月

〔発行〕

芦屋市

〒659-8501 兵庫県芦屋市精進町7番6号

■ ホームページ : <http://www.city.ashiya.lg.jp/>

〔編集〕

芦屋市福祉部障がい福祉課

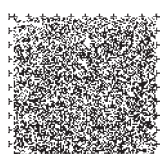
■ TEL : (0797) 38-2043

■ FAX : (0797) 38-2160

芦屋市こども・健康部子育て推進課

■ TEL : (0797) 38-2045

■ FAX : (0797) 38-2190



計画の策定に当たって

計画策定の趣旨

芦屋市障がい者（児）福祉計画は障害者基本法に基づくもので、平成元年に第1次を策定し、おおむね5年ごとに見直ししながら、社会のバリアフリー化の推進、利用者本位の支援、障がいの特性を踏まえた施策の展開などの実現を目指してきました。

本計画は7期目の計画となりますが、平成28年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の一部改正を踏まえ、障害者総合支援法、児童福祉法の基本理念に基づく計画策定が求められています。

障害者総合支援法の基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること

児童福祉法の基本理念

児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努め、ひとしくその生活を保護し、愛護すること

平成26年には障がい者に関する初めての国際条約である障害者の権利に関する条約に我が国が批准し、様々な分野における障がい者の権利実現のための取組が求められています。また、平成30年には、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が制定され、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目指しています。

これらの制度面における変更、また、障がいのある人本人や家族など支援者の高齢化、障がいの重度化・重複化など本市における障がいのある人を取り巻く状況を踏まえ、適切に対応していく必要があります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策を契機として、障がい者福祉施策についても新しい視点での見直しや工夫が必要とされているとともに、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、持続可能な障がい者福祉施策を推進する必要があります。

これらのことを踏まえ、障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「芦屋市障がい者（児）福祉計画 第7次中期計画」を策定します。

計画の期間

この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和8年度（2026年度）までの6年間とします。

ただし、社会情勢の変化や法制度の改正、第5次芦屋市総合計画など関連計画の見直しが行われ、計画内容に変更の必要性が生じた場合は、計画期間中であっても適宜、必要な見直しを行うものとします。

令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
芦屋市障がい者（児）福祉計画 第7次中期計画					
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画		
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画		

計画の基本理念

本市では、第5次芦屋市総合計画に基づき、まちの将来像である「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」を目指し、「市民と行政がビジョンを共有する」「戦略的施策を推進する」「地方創生、SDGsを含む総合的な計画とする」「情勢に応じた施策の推進を可能にする」を「芦屋のまちづくりの基本方針」として取り組んでいます。また、同計画では、目標とする10年後の芦屋の姿のひとつとして「あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる」を掲げ、障がいへの理解・差別解消の普及啓発に取り組み、障がいのある人が活躍できる場づくりを推進することを目指します。

また、既に多様に活動している市民、各種団体、サービス提供事業所、企業、行政、医療・教育・就労等の関係機関が相互に連携し、共に力を合わせ、障がいのある人すべてが社会の一員として人権が尊重されるまちづくりを行うとともに、障がいのある人が持てる力を最大限に発揮し、地域社会の一員として共に生き、支え合うまちとしていくことを目指した前期計画の基本理念を継承し、以下のように定めます。

障がいのある人もない人も、住みなれた地域で 自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋
～ お互いを思いやり 支え合うまちをめざして ～

施策の体系

基本理念

基本目標

各施策

各取組

※事業の方向性について
【新規】新たに実施していく取組
【充実】さらに質や規模を高める取組
【継続】引き続き実施していく取組

重点プロジェクト

「お互いを思いやり 支え合つまちをめざして」
障がいのある人もない人も、住みれた地域で 自分らしく輝いて暮らせるまち 芦屋

1 地域で安心して生活できる基盤づくり

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 障がい福祉サービスの充実
- (3) 障がいの原因となる疾病予防と早期発見・早期対応
- (4) 医療関連施策の充実
- (5) 障がいに応じた情報提供の充実

- 【新規】若年性認知症の人への支援、介護保険制度への円滑な移行
- 【充実】相談支援事業の実施、地域づくりのためのネットワークの充実、障がい者基幹相談支援センター機能の充実、包括的相談支援体制の充実
- 【継続】自立支援協議会の開催、民生委員・児童委員との連携、計画相談支援サービスの実施
- 【新規】障がい福祉サービス提供事業所への人材確保・人材育成支援、障がい福祉サービス提供事業所における業務改善等支援、在宅重症心身障害者（児）訪問看護支援事業の実施、重度身体障害者（児）訪問リハビリ利用料助成事業の実施
- 【充実】地域生活支援拠点等の機能の充実、包括的相談支援体制の充実（再掲）
- 【継続】訪問系・日中活動系・訓練・就労系・居住系サービスの実施、障がい児支援サービスの実施、みどり地域生活支援センターの運営、各種障がい者手帳の交付、税の軽減等の実施、タクシー利用料金等の助成等
- 【新規】若年性認知症の人への支援（再掲）
- 【充実】訪問指導の実施
- 【継続】妊産婦健康教育・相談の実施、妊婦健康診査費助成事業の実施、母子保健訪問指導の実施、乳幼児健康診査の実施、乳幼児健康診査事後指導の実施、健康教育・健康相談の実施、療育支援相談の実施、発達障がい児・者への支援、保健指導の実施、健康チェックの実施、ひきこもり等若者相談の実施等
- 【新規】地域における医療的ケア児の支援体制の整備
- 【継続】自立支援医療の給付（再掲）、福祉医療費助成事業の実施、障がい児機能訓練事業等の実施（再掲）、障がい歯科診療の実施
- 【新規】「あしやねっと」による情報提供
- 【継続】意思疎通支援事業の実施、「障がい福祉のしおり」の発行、情報・意思疎通支援用具の給付、多様な機関・団体等への情報提供

障がい者基幹相談支援センター機能の充実

2 共に学び共に地域で活動できる体制づくり

- (1) 広報啓発活動の充実
- (2) 一貫した教育支援体制の構築
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 交流活動の充実
- (5) 地域福祉活動の促進

- 【新規】「あしやねっと」を活用した障がいに関する普及啓発
- 【継続】広報紙・ホームページ等による啓発、マスメディア・SNSによる広報啓発活動
- 【継続】療育支援の実施、インクルーシブ教育・保育事業の実施、要支援児童等教育支援委員会の実施、就学サポート連携推進事業の実施、校内支援体制の整備、障がいの状態に応じた学習指導、進路指導の充実、サポートファイルの普及啓発等
- 【継続】道徳教育の推進、啓発冊子の活用、特別活動の推進、総合的な学習の時間の活用、教職員を対象とした研修、各種講座・教室の開催、福祉教育活動への支援
- 【新規】障がいの有無に関わらず交流できるイベントの開催、障がいの有無に関わらず交流できる居場所の周知
- 【継続】地域との交流、みどり地域生活支援センターの運営（再掲）、当事者の組織化及び当事者組織の運営支援
- 【充実】市と市民による協働の取組
- 【継続】ボランティア活動支援、ボランティア活動センターの運営、ボランティアの育成、障がい者団体への助成、障がい者団体活動への支援、活動拠点確保への支援

「あしやねっと」を活用した障がいに関する普及啓発

3 適性に応じて能力を発揮し、いきいきと働くことができる環境づくり

- (1) 就労支援の充実
- (2) 多様な社会参加の場・生きがいの場の充実

- 【新規】市役所内カフェにおける障がい者雇用及び授産品等の販売の実施、障がいのある人の採用
- 【充実】就労に関する企業啓発活動の推進、チャレンジド雇用の実施
- 【継続】重度障害者多数雇用事業所への支援、障害者雇用奨励金支給制度の実施、福祉的就労の場の確保、保健福祉センターにおける雇用の場の確保、インターンシップの実施、就労支援員の配置、授産品販売コーナーの設置、公共職業安定所等との連携等
- 【新規】障がいの有無に関わらず交流できるイベントの開催（再掲）、障がいの有無に関わらず交流できる居場所の周知（再掲）
- 【充実】障がい児・者の芸術作品等の発表機会の創出
- 【継続】各種スポーツ大会等の周知及び参加支援の推進、障がいのある人の生涯学習活動の振興、社会教育施設等の整備・改善、障がいのある人のスポーツへの参加
- 【新規】芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進、障がいのある人の人権に関する啓発
- 【充実】権利擁護支援の充実、相談支援事業の実施（再掲）
- 【継続】障がい者虐待防止センター機能の充実、成年後見制度利用支援事業の実施、福祉サービス利用援助事業の実施、障がい者差別解消支援地域協議会の開催、障害者差別解消法及び関連条例に伴う社会教育関係団体等への理解と周知
- 【継続】駅・道路・建物など一体的なバリアフリー化の推進、福祉のまちづくりの推進、道路・公園等のバリアフリー化推進、ノンステップバス等導入の補助、住宅改造費の助成、障がい者向け住宅等の整備等
- 【新規】感染症予防等に係る取組
- 【充実】福祉避難所の確保
- 【継続】防災体制の強化、自主防災組織の確立、防災・防犯知識等の普及啓発、緊急・災害時要援護者避難支援体制の確立、災害時避難場所の整備、緊急通報システム事業の実施、消費生活相談の実施（消費生活センター）、119番等緊急通報受信体制の整備等

就労に関する企業啓発活動の推進

4 権利が尊重され安心して暮らせる環境づくり

- (1) 権利擁護の推進
- (2) 生活環境の整備
- (3) 防災・防犯対策と災害時支援・感染症予防対策にかかる体制の整備

芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進

計画の重点プロジェクト

本計画では、アンケート等から出てきた課題を基に、計画の基本理念、基本目標を実現すべく、今後重点的に取り組んでいく課題に対応するため、計画の重点プロジェクトとして次の取組を推進していきます。

重点プロジェクト：障がい者基幹相談支援センター機能の充実

▶ 課 題

アンケート調査結果やインタビュー調査から、相談員の専門性の向上、多職種連携の必要性等相談支援体制の充実が求められています。その背景には、相談支援の現場において、複合的な課題を抱える対象者の増加が考えられますので、包括的相談支援体制を含めた相談業務の充実を図る必要があります。

▶ 施策の方向

専門的な相談支援、相談支援事業所への後方支援等、地域における相談支援の中核的な役割を担っている障がい者基幹相談支援センターの機能を充実させ、個別支援及び地域課題解決の取組、地域の相談支援体制の強化及び人材育成のための研修事業の展開などを図ります。

▶ 実施事業

事業名	障がい者基幹相談支援センター機能の充実
内 容	○障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所の人材育成等地域の相談支援体制を強化していきます。 ○地域の相談支援体制の強化を図るため、様々な機関に対して研修等を実施していきます。 ○入所施設・病院からの地域移行支援・地域定着支援の促進に取り組みます。また、病院等に対して地域移行支援が円滑に進むよう普及啓発を実施していきます。 ○権利擁護支援センターと連携し、障がい者虐待防止のための研修会を実施していきます。

重点プロジェクト：「あしやねっと♪」を活用した障がいに関する普及啓発

▶ 課 題

アンケート調査及びインタビュー調査から、障がいに対する地域の理解を高めてほしいという意見や、ICT等を活用した情報提供を充実させてほしいという意見が寄せられています。これまで情報を発信していた広報紙やホームページというツールに加えて、多様な媒体で情報が得られるような取組が求められています。

▶ 施策の方向

障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっと♪」に、障がいに関する普及啓発等の情報についても掲載していきます。

▶ 実施事業

事業名	「あしやねっと♪」を活用した障がいに関する普及啓発
内 容	障がい福祉に関する情報を集約したポータルサイト「あしやねっと♪」を活用し、「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」に関する取組等、障がいに関する普及啓発を実施します。

重点プロジェクト：就労に関する企業啓発活動の推進

▶ 課 題

アンケート調査結果から、障がいのある人の就労を進めるために必要なこととして、「職場に障がいのある人への理解があること」「障がいの特性に合った職種・業務を増やすこと」と回答した割合が高くなっています。また、インタビュー調査においても、「障がいの特性に応じた就労先の確保が必要」「市役所を含めた市内の企業での就労体験実習、障がいのある人を受け入れてくれる企業が増えるといい」といった意見があることから、市内の企業に対して障がい者雇用の周知啓発や、受け入れ先の斡旋等が必要となっています。

▶ 施策の方向

障がいのある人の就労促進に向け、職場等の障がいに対する理解を深めるよう働きかけるとともに、障がいのある人が働きやすいよう、障がいの特性にあった仕事内容や働く条件等の環境を整備するため、市内外の就労系事業所と連携を図っていきます。また、市内の企業に対して、障がい者雇用についての周知啓発を図っていきます。

▶ 実施事業

事業名	就労に関する企業啓発活動の推進
内 容	○阪神南地域での障害者雇用・就業ネットワーク会議において、市内外の就労系の事業所との意見交換やハローワーク西宮との連携を図ります。 ○市役所を含めた市内企業に対して、障がい者雇用の周知・啓発を行います。 ○本市の制度である障害者雇用奨励金の利用促進に努め、障がいのある人の雇用機会の増大及び長期雇用の促進を図るとともに、広報紙等により広く障がい者雇用についての周知・啓発を行います。

重点プロジェクト：芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進

▶ 課 題

アンケート調査結果によると、障がいがあることにより差別・偏見を受けたと回答している方がおよそ3割程度おり、また、差別・偏見を受けた場所として、主に「外出先」「通園・通学先」で体験しているため、障がいに対する正しい理解や障がい者の権利について、啓発の必要性が求められています。また、令和3年1月より「芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」が施行されているため、条例の周知・啓発が求められています。

▶ 施策の方向

すべての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指し、芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組を実施します。

▶ 実施事業

事業名	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例に関する取組の推進
内 容	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例の周知を図るとともに、合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動や、市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組を実施します。